令和6年度 石綿障害予防対策説明会

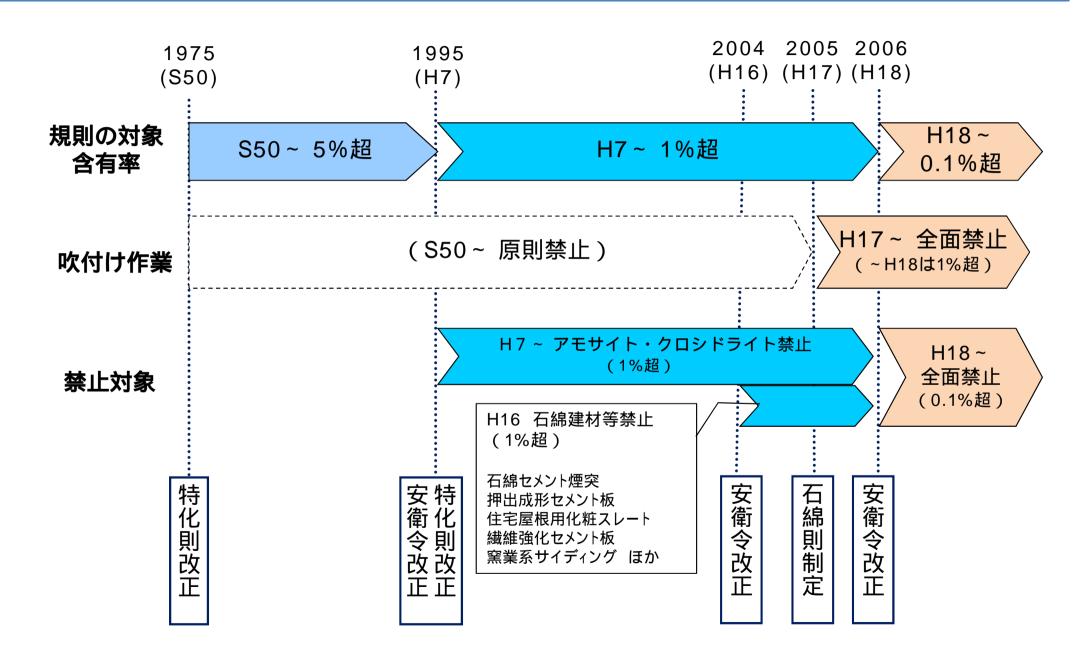
令和6年8月29日14時~ 室蘭労働基準監督署

次第

- 1 挨拶
- 2 石綿障害予防対策について
- 3 閉会

2 石綿障害予防対策について

1 労働安全衛生法令における石綿規制の推移



石綿の有無の事前調査結果の報告は施工業者の義務です!

以下に該当する工事は報告が必要です(石綿が無い場合も報告が必要です)。

▽工事の対象	▽工事の種類	報告対象となる範囲
すべての建築物	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
(建築物に設ける建築設備を含む)	改修 (※1)	請負金額が税込100万円以上 \
特定の工作物 (※3)	解体 • 改修 (※2)	請負金額が税込100万円以上 / エ事全体の請負代金

建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研磨・穿孔(穴開け)等を伴うものを含みます。

定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に 補修や部品交換等を行う場合を含みます。

報告対象となる工作物は以下のものです(なお、事前調査自体は以下に限らずすべて必要です)。

- ▶ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
- ▶ 配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)
- ▶ 焼却設備、貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ▶ 発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
- ▶ トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板



事前調査結果の報告とは?

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者(元 請事業者)が労働基準監督署と自治体(自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの)に対して、事 前調査結果の報告を行う必要があります。(対象工事は裏面参照)
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に 報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp

- ※システムは2022年3月に公開 予定です。公開までは、事前 調査結果の報告制度のページ に自動転送されます。
- ズIDの発行手続きは↓

https://gbiz-id.go.jp/top/



検



石綿事前調査結果報告システム

石綿の事前調査は、令和5年10月1日着工の工事から「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります!

- ·特定建築物石綿含有建材調查者
- ·一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者
- ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者







事業者



作業従事者



一般の方



報告システム



改正ポイン



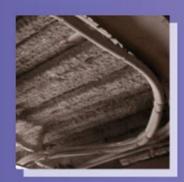
講習会情報



リンク・資料

石綿総合情報ポータルサイト









建材等に広く使用されてきた石綿(アスベスト)は、肺がんや中皮腫などの原因となります。

建築物の解体・改修・リフォームなどの工事の際に工事に従事する方が石綿を吸い込んだり、大気中に石綿が飛散するおそれがあります。

石綿による健康障害を防ぐため、適切な石綿対策を行うことが必要不可欠です。



事業者

が知っておくべきこと

- ▶解体・改修工事の発注者
- ▶工事の元請業者
- ▶ 改修・リフォーム業者
- ▶解体業者



作業従事者

が知っておくべきこと

▶改修工事、リフォーム工事、解体工事等 の作業従事者



一般の方

が知っておくべきこと

- ▶リフォーム、解体工事等、工事現場の近 隣に居住
- ▶お住まいのリフォーム、解体工事を検討
- ▶お住まいの住宅の解体・改修をご検討 の皆さまへ

総合情報ポータルサイト



















講習会情報

查 石綿作業主任者技能講習

登録教習機関一覧(都道府県別)

建築物石綿含有建材調査者講習

登録講習機関数 : 119 機関 ※令和5年6月1日時点

建築物石綿含有建材調査者講習修了者数 : 113,419 人 ※令和5年4月末時点

建築物石綿含有建材調査者講習を受講したい場合は、下記の講習機関まで直接お問い合わせ下さい。

北海道・東北エリア

■ 関東·甲信越エリア

北陸・東海エリア

■ 近畿エリア

中国・四国エリア

九州エリア

複数県エリア

建築物石綿含有建材調查者講習機関

北海道·東北エリア

北海道: 一般社団法人 日本石綿講習センター

公益社団法人 北海道労働基準協会連合会

建設業労働災害防止協会 北海道支部

一般社団法人 環境総合研究所

複数県エリア

- 一般財団法人 日本環境衛生センター[全国(主要地域)]
- 一般社団法人 環境科学対策センター

〔北海道、青森、宮城、秋田、新潟、石川、長野、愛知、東京、神奈川、大阪、広島、岡山、愛媛、福岡、熊本、沖縄〕

株式会社 安全教育センター

〔青森、岩手、秋田、宮城、福島、東京、大阪〕

住建センター株式会社[全国]

一般社団法人 企業環境リスク解決機構

〔北海道、宮城、富山、千葉、東京、埼玉、神奈川、静岡、愛知、大阪、岡山、広島、福岡、その他全国主要地域〕

株式会社 建設業安全推進協会[北海道、東京、愛知、大阪、福岡]

株式会社 ERIアカデミー[全国]

技術技能講習センター株式会社〔東京、神奈川、千葉〕

一般社団法人 日本ボイラ協会

[東京、岐阜、和歌山、広島、愛媛、熊本、大分]

SAT株式会社[全国]





石綿とは



事業者



作業従事者



一般の方



報告システム



改正ポイント



講習会情報



リンク・資料

石綿総合情報ポータルサイト









建材等に広く使用されてきた石綿(アスベスト)は、肺がんや中皮腫などの原因となります。

建築物の解体・改修・リフォームなどの工事の際に工事に従事する方が石綿を吸い込んだり、大気中に石綿が飛散するおそれがあります。

石綿による健康障害を防ぐため、適切な石綿対策を行うことが必要不可欠です。



事業者

が知っておくべきこと

- ▶解体·改修工事の発注者
- ▶工事の元請業者
- ▶ 改修・リフォーム業者
- ▶解体業者



作業従事者

が知っておくべきこと

▶ 改修工事、リフォーム工事、解体工事等 の作業従事者



一般の方

が知っておくべきこと

- ▶リフォーム、解体工事等、工事現場の近 隣に居住
- ▶お住まいのリフォーム、解体工事を検討
- ▶お住まいの住宅の解体・改修をご検討 の皆さまへ



事前調査を行う者の要件

令和5年10月1日着工の工事から事前調査は厚生労働大臣が定める講習を修了したものが行います。

▶建築物石綿含有建材調査者

① 建築物等:

建築物石綿含有建材調査者講習の修了者又は、日本アスベスト 調査診断協会の登録者が行います。

② 船舶:

船舶石綿含有資材調査者講習の修了者が行います。

関連情報

☑ 石綿(アスベスト)情報

乙石綿関係法令

☑ 石綿関連資料・データ集

☑ 石綿含有廃棄物処理マニュアル

☑ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

本文へ >

English

キーワード検索

Q 検索



ホーム

環境省について

政策

法令

報道·広報

白書・統計

申請・手続き

大気環境・自動車対策

ホーム > 政策 > 政策分野一覧 > 大気環境・自動車対策 > 石綿(アスベスト)問題への取組

> 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

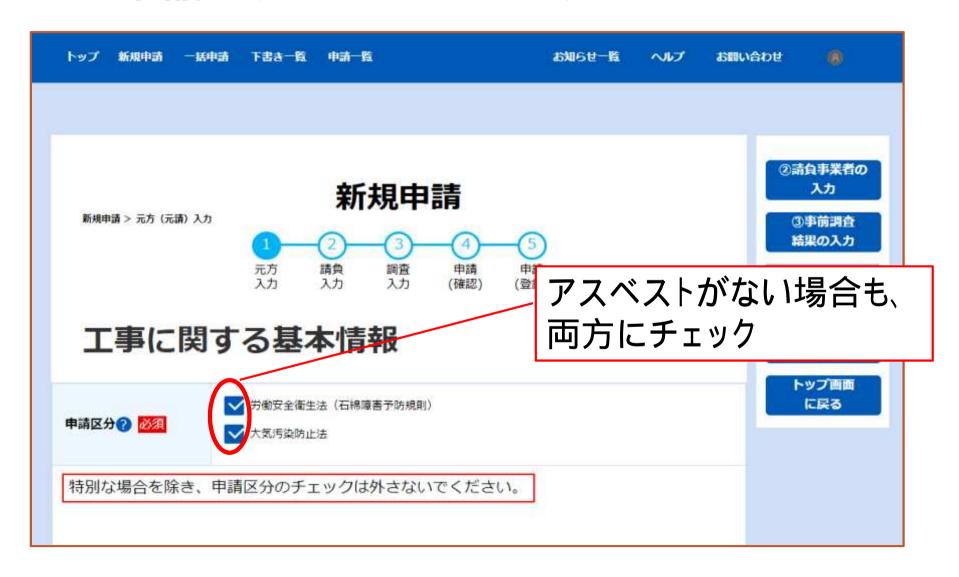
建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)

全文[PDF 34,287 KB]

※令和3年3月公表版からの訂正反映箇所(令和4年3月31日更新)[PDF 262 KB]

「申請区分」のチェックに注意

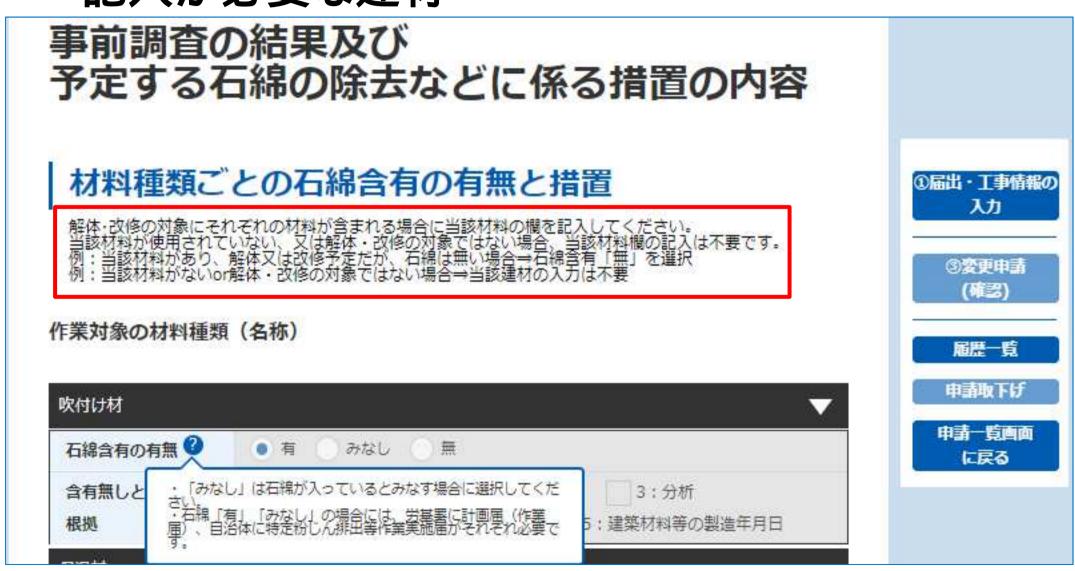


元請事業者の事前調査、分析を実施した者の入力

事前調査を実施した者	
氏名②	例》事前 一郎
	全角(半角は英字のみ可)
講習実施機関の名称②	○○センター、○○協会○○○県支部、日本アスベスト調査診断協会 など
	全角
事前調査を行った者が 受講した建築物石綿合 有建材調査者講習登録 規程の区分	一般特定一戸建て等その他
分析調査を実施した者	
氏名	例) 分析 次子
	全角(半角は英字のみ可)
所属する機関又は法人の 名称	例)石綿分析株式会社
為抄	全角 (半角は英字のみ可)
講習実施機関の名称?	日本作業環境測定協会、日本環境測定分析協会、日本總維状物質研究協会 など
時日大阪が送りつけり	全角

16

記入が必要な建材



記入が必要な建材

「解体・改修の対象に含まれる建材」

当該建材の欄への記入が必要

(明らかにアスベストを含まない材料の場合、 「含有無しとした根拠」が「目視」等になることがありますが、 当署から調査状況の確認のため、連絡することがあります。)

「使用されていない建材」や「解体・改修の対象ではない建材」

記入不要(「無」のチェックも不要)

「仕上塗材」と「吹付け材」の区別



「仕上塗材」と「吹付け材」の区別

「吹付け材」には、「レベル1」建材を記載

「吹付けバーミキュライト」、「吹付けパーライト」は、 吹付け材の欄に記載

レベル1建材、レベル2建材は、 当署に安全衛生法に基づく届出が必要です。

複数の建築物を対象とする工事

報告システムの注釈には、 「代表的な建築物の構造を選択」とありますが

お手数ですが、建物ごとに報告願います。



複数の建築物を対象とする工事

「S造」や「RC造」など構造が異なる場合、 報告内容が複雑になる。



建築物の構造が異なる際は

『建物ごとの報告』にご協力ください。

(例:工事名称 + (建物名)など)

石綿含有建材 除去等の工法		切断等に	よる除去		切断等によらない除去			封じ込め 切断等を 伴う	が 切断等を 体わない ²⁾
建築材料の	石油	石綿含有保温材等		石綿含有吹付け材					
種類		け材	石綿含有	保温材等	屋根用 折板裏 断熱材	配管 保温材		石綿含有保温材等	
石綿含有建材除去等 作業時の飛散防止方 法	作業場を負 圧隔離養生 等	特殊工法 (例 グローブ バッグの場合) ¹¹	作業場を負 圧隔離養生 等	特殊工法 (例 グローブ パッグの場合) ²³	断熱材を折板 に付けたまま の除去		非石綿部での 切断による除 去	作業場を負 圧隔離養生 等	作業場を隔 離養生(負圧 不要)等
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の報告	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の備え 付け	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要	要	要	要
大防法及び安衛法・ 石綿則の届出	要	要	要	要	要	要	安衛法・ 石綿則は要	要	要
事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
喫煙禁止/飲食禁止 の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業主任者の選任	要	要	要	要	要	要	要	要	要
特別教育	要	要	要	要	要	要	要	要	要
保護具着用	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業場への関係者以 外立入禁止	要	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	負圧隔離 養生	グローブ バッグ	負圧隔離 養生	グローブ バッグ	隔離養生 (負圧不要) ³⁾	隔離養生 (負圧不要) ³⁾	-	負圧隔離 養生	隔離養生 (負圧不要) ³
セキュリティゾーン の設置	要		要	_	7-7	-	-	要	-
負圧の確保、集じ ん・排気装置の設置	要	高性能真 空掃除機 による 除じん	要	高性能真 空掃除機 による 除じん	-	_	-	要	-
機器による漏えいの 確認	要	必要に応じて	要	必要に応じて	-	-	\ - -:	要	
負圧の確認	要	-	要	-	_	-	-	要	-
湿潤化	常時要	常時要	常時要	常時要	常時要	常時要	-	常時要	常時要
清掃	要	要	要	要	要	要	-	要	要
取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要	要	要	要
粉じん飛散防止処理	要	要	要	要	要	要	-	要	要
隔離解除のための粉 じん飛散状況確認	要	-	要	-	-	-	-	要	-
事前調査結果、作業 内容の記録・保管	要	要	要	要	要	要	要	要	要

マニュアルP78に記載

備考 「要」は法令上求められる措置を示す。

- 1) グローバックは、局所的に使用されるものである。
- 2)石綿含有吹付け材の囲い込み、または石綿 含有吹付け材の封じ込めを行う場合は、切断 等の有無に係らず作業場の負圧隔離養生等 を行う。
- 3)劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離養生等を行う。また、劣化により切断等によらない工法で除去等を行うことが難しい場合は、切断等による工法で除去を行う。

石綿含有建材	切断等によら	切断等に	切断等によう	切断等による	切断等	による除去	切断等	による除去
除去等の工法	ない除去	よる除去	ない除去	除去	(電動工具は使用しない) (電動工具を用いて		を用いて除去)	
建築材料の	石綿含有成形板等 石綿含有けい酸				石綿含有仕上塗材			
種類	石綿含有成形板等		カルシウム板第1種		and the second second second			
	原形のまま	温 潤 化	原形のまま	作業場を	湿滞	化	作業場を	局離養生等
石綿含有建材除去等時	取り外し	等	取り外し	隔離養生		(例 到離剤	72.70.000	(例 集じん装 置付きディスクグラ
の飛散防止方法				(負圧不要)	(例 高圧水洗 除去)	併用手工具ケ	(例 ディスクグラ インダー除去)	インダー除去
				4	10.22)	レン除去)	127-1822)	(HEPA フィルタ 付き))
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の報告	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の備え付 け	要	要	要	要	要	要	要	要
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要	要	要
大防法及び安衛法・ 石綿則の届出	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
喫煙禁止/飲食禁止の 掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
作業主任者の選任	要	要	要	要	要	要	要	要
特別教育	要	要	要	要	要	要	要	要
保護具着用	要	要	要	要	要	要	要	要
作業場への関係者以外 立入禁止	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	-	6	-	隔離養生 (負圧不要)	-	-	隔離養生 (負圧不要)	- (同等の措置 の要件を満た す場合)
湿潤化	_1)	常時要	_1)	常時要	常時要	常時要	常時要	- (同等の措置 の要件を満た す場合)
(飛沫防止等の養生)	1-1	-	1 -	_	O ²⁾	O ²⁾	-	1-1
(床防水養生)	-	-	-	-	O ²⁾	2-2	-	-
(汚染水処理)	-	-	-	-	O ²⁾	-	-	-
清掃	要	要	要	要	要	要	要	要
取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果、作業内 容の記録・保管	要	要	要	要	要	要	要	要

マニュアルP79に記載

備考 「要」は法令上求められる措置を 示す。

- 1) 粉じん飛散防止のために実施することが望ましい。
- 2)「〇」は適切な石綿飛散防止対策のために実施が必要な措置を示す。

石綿使用建材のレベル1.2.3 (石綿則、建災防マニュアルによる分類)

大

除去時の発じん量

・レベル1 石綿含有吹付け材

レベル2 石綿含有保温材、 耐火被覆材、断熱材

・レベル3 石綿含有成形板など

事前調査及び分析調査の結果の記録等

事前調査又は分析調査を行ったときは、以下の事項の記録を作成し、写しを作業場に備え付けるとともに、調査を終了した日から3年間保存しなければならないこととする。

- ・事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所 の住所、工事の名称及び概要
- ・調査終了日、調査対象の建築物等の着工日等、調査を行った建築 物、工作物又は船舶の構造
- 事前調査を行った部分(分析調査を行った場合は、分析のための 試料を採取した場所を含む)
- ・事前調査の方法(分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む)
- ・事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無 (石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む)及び石綿等が使用されていないと判断した材料は、その判断 の根拠
- ・目視による確認が困難な材料の有無及び場所

解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

計画届の対象拡大 (労働安全衛生規則の改正)

以下の仕事について、新たに労働安全衛生法第88条第3項に基づく計画届の対象とする。

耐火建築物・準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事耐火建築物・準耐火建築物以外の建築物、工作物、船舶に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

建築物、工作物、船舶に張り付けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事 < 改正前 >

	建築物、工作物、 船舶	うち耐火建築物・準耐火建築物
吹き付けられている石綿等の除去	作業届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届



<改正後(現在)>

	建築物、工作物、船舶	うち耐火建築物・準耐火建築物
吹き付けられている石綿等の除去	計画届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届

【目で見る石綿建材】

No.	建材の種類					
吹付け材						
1	吹付け石綿					
2	石綿含有吹付けロックウール					
3	湿式石綿含有吹付け材					
4	石綿含有吹付けバーミキュライト					
5	石綿含有吹付けパーライト					
保温材	·耐火被覆材·断熱材					
7	石綿含有けいそう土保温材					
8	石綿含有けい酸カルシウム保温材					
9	石綿含有バーミキュライト保温材					
10	石綿含有パーライト保温材					
11	石綿保温材					
12	石綿含有けい酸カルシウム板第2種					
13	屋根用折板石綿断熱材					
14	煙突用石綿断熱材					
その他	その他のアスベスト含有建材(成形板等)					
15 ~ 19	石綿含有スレートボード(フレキシブル板、平板、 軟質板、軟質フレキシブル板、その他)					
20	石綿含有スラグせっこう板					

建材一覧表

21	石綿含有パルプセメント板
22	石綿含有けい酸カルシウム板 <mark>第1種</mark>
23	石綿含有ロックウール吸音天井板
24	石綿含有せっこうボード
25	石綿含有パーライト板
26	石綿含有その他パネル·ボード
27	石綿含有壁紙
28	石綿含有ビニル床タイル
29	石綿含有ビニル床シート
30	石綿含有ソフト巾木
31	石綿含有窯業系サイディング
32	石綿含有建材複合金属系サイディング
33	石綿含有押出成形セメント板
34,35,	石綿含有スレート波板(大波、小波、その
36	他)
37	石綿含有住宅屋根用化粧スレート
38	石綿含有ルーフィング
39	石綿含有セメント円筒
40	石綿セメント管
41	石綿発泡体
とは再構成	

出典:目で見るアスベスト建材(第2版)、平成20年3月、国土交通省 から抜粋または再構成

工事開始前まで

	全ての解体・改修工事			
規制内容	建築物	工作物	船舶	
事前調査の実施、記録の3年保存				
事前調査に関する資格者要件				
事前調査結果等の報告(工事開始前まで)	1	2		
作業計画の作成(石綿含有建材がある場合)				
計画の届出(工事開始の14日前まで)	3	3	3	

- 1 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る
- 2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る
- 3 吹付石綿等(レベル1建材)または石綿含有保温材等(レベル2建材)がある場合に限る

近隣向けの掲示(事前調査結果·作業内容) ~ お知らせ看板 ~

		レベル1し	ノベル 2	レベル 3	石 綿 な し
	事前調 查結果	石綿あり	石綿無の掲示		
石	作業	行政指導(部·	長通知)	同左	同左
綿則	方法等	据出内容 (石橋のばく案的止対策及び石線形じんの飛動的止対策の内容) 石線のばく集防止対策及び石線形じんの飛動的止対策の内容) 石線のばく集防止対策及び石線形じんの飛動的止対策の概要: を石線作業主任者に選任しています。 石線に係る時別の教育を受講した者が作業を行っています。 物は、产物が必要:	O条薬5時の2)の規定による計画の推出 出	建築物等の解体等の作業(こ関) 石綿障害予防規則に基づき、当規場では適防上対策及び石綿粉じんの飛散防止対策及で石綿粉じんの飛散防止対策を	切な石線のばく露 行っております。 _{平成 年 月 日} _{平成 年 月 日} 年 月 日(表示日)

負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

隔離・漏洩防止措置の強化

吹付石綿、石綿含有保温材等の除去等の作業を行う場合に義務づけられている措置のうち、隔離空間に係る集じん・排気装置の点検や負圧の点検について、以下のとおりとする。

- <集じん・排気装置の点検>
 - ・集じん・排気装置の<u>設置場所を変更したときその他集じん・</u> 排気装置に変更を加えたときにも、排気口からの石綿等の粉じ んの漏えいの有無を点検しなければならないこととする。
- < 負圧の点検 >
 - ・作業開始前に加え<u>作業を中断したときは、前室が負圧に保た</u> れていることを点検しなければならないこととする。

石綿等に関する知識を有する者(石綿作業主任者又は事前調査者)が石綿等の除去が完了したことを確認したあとでなければ、隔離を解いてはならないこととする。

隔離(負圧は不要)を要する作業に係る措置の新設

けい酸カルシウム板 1 種を切断等する場合の措置の新設

石綿含有成形品のうち、<u>けい酸カルシウム板1種 を切断等の方法</u> により除去する作業を行う時は、作業場所をビニルシート等で隔離 し、常時湿潤な状態に保たなければならないこととする。

レベル3の除去作業に伴う堆積粉じんの再飛散防止のためHEPAフィルタ付真空掃除機等の清掃作業、除去確認。石綿除去以外の作業、解体作業においても呼吸用保護具(取替え式防じんマスク又は使い捨て防じんマスク)着用の徹底。

石綿障害予防規則においては特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めることとし、具体的には告示でけい酸カルシウム板1種を規定する。告示日 令和2年7月、施行期日 令和2年10月1日

仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する場合の措置の新設

石綿を含有する仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する作業を行う時は、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保 ちながら作業。作業場所の隔離は負圧に保つ必要なし。高圧水洗工 法、超音波ケレン法等は隔離不要。

その他の作業に係る措置の強化

石綿含有成形品に対する措置の強化

石綿含有成形品を除去する作業においては、技術上困難なとき(材料が下地材等と接着材で固定され切断等を行わずに除去すること、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難)を除き、切断等以外の方法(ボルトや釘等を撤去し手作業で取り外す)により作業を実施しなければならないこととする。

湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化

石綿等を湿潤な状態にすることが著しく困難な場合について、除じん性能を有する電動工具を用いる等、石綿の発散を抑制する措置を講じるよう努めなければならないこと。(湿潤状態は散水、固化剤を吹き付け、剥離剤を使用)

作業の記録(その1)

作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行ったときは、作業計画に基づく作業の実施状況を写真等により記録するとと もに、従事労働者の氏名、従事期間等を記録し、3年間保存しなければならないこととする。現場ごとに下記事項について日時・撮影場所・各措置の内容が分かる写真等により記録する。(動画による記録も可能)

事前調査結果の概要の掲示、立入禁止、喫煙・飲食禁止、石綿作業場である旨等の掲示状況。

隔離措置として、セキュリティーゾーンや集じん・排気装置の写真、 漏洩点検・結果、石綿取り残し有無写真。

作業状況、湿潤化の状況、マスク等の使用状況を含む。

石綿含有材料の運搬・貯蔵の確実な包装。

作業場外に持ち出す際の器具・保護具等の付着物の除去又は梱包。

作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間。

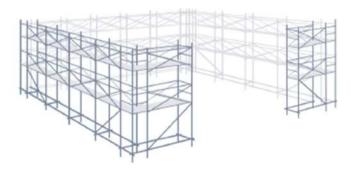
作業の記録(その2)

労働者ごとの作業の記録項目の追加

石綿等の取扱い作業に従事する労働者について、 作業に従事しないこととなった日から40年間の保 存が義務づけられている記録の項目として、<u>事前</u> 調査の結果の概要及び作業の実施状況の記録の概 要を加える。(文書等の簡潔な記録)

足場からの墜落防止措置が 強化されます

● 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日 (一部規定は令和6年4月1日)から順次施行します。

改正のあらまし

1 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使 用することが必要になります。

2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検(つり足場を含む。)を行う際は、あらかじめ点検 者を指名することが必要になります。

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります
 足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存する
 ことが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については 適切に確保してください。

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則(以下「安衛則」といいます)が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

改正のあらまし

これまで最大複載量 5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大複載量 2トン以上 5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます (一部例外あり)。

プテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育 4 時間、実技教育 2 時間の安全衛生に係る 特別の教育を行うことが必要になります。

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。 なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



改正労働安全衛生規則について(その1-1)

1 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場(つり足場を含む。以下同じ。)からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、 安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事 業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、**点検者をあらかじめ指名する** ことを義務付けるもの。

2 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の 氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項(現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容)に、当該点検者の氏名を追加するもの。

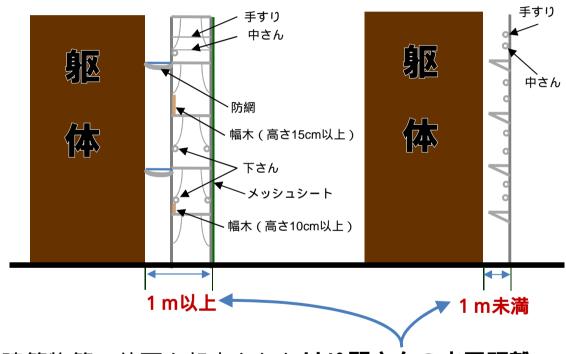


改正労働安全衛生規則について(その1-2)

3 一側足場の使用範囲を明確化

主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生していることを踏まえ、本足場を使用するために十分な幅がある場所(建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1m以上の場所)においては、本足場の使用を義務付けるもの。

ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。



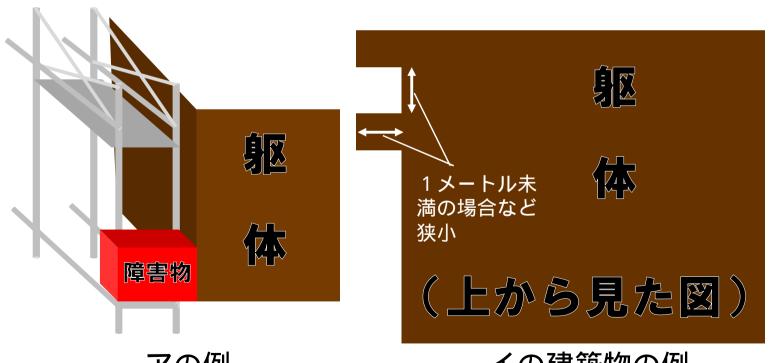
建築物等の外面を起点とした**はり間方向の水平距離**

施行日:令和6年4月1日

改正労働安全衛生規則について(その1-3)

「本足場を使用することが困難なとき」について

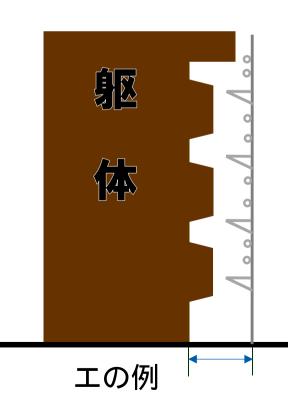
- ア 足場を設ける箇所の全部又は**一部に撤去が困難な障害物**があり、建地を2本設置することが困難なと き。
- 建築物等の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに**隅角部を設ける必要**があるとき。
- ウ 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置する ことが困難なとき。
- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落のリスクが高 まるとき。



アの例

イの建築物の例

注:図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。



改正労働安全衛生規則について(その2-1)

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大

現行、最大積載量 5 トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務 及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているとこ る、それらの義務の対象となる貨物自動車を、<u>最大積載量 5 トン以上の貨物</u> 自動車から、2 トン以上のものに拡大するもの。

なお、**保護帽を着用させる義務の拡大**については、上記のうち、<u>荷台の側面が構造上開閉できるもの</u>等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で荷役作業が行われるおそれがあるものや、<u>テールゲートリフターが設置されているもの(テールゲートリフターを使用するときに限る。)とするもの</u>。



昇降設備の例

2 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

テールゲートリフターの操作においては、原動機を動かさなければテールゲートリフターが動かない構造のものも存在することから、運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合においては、<u>逸走防止措置を引き続き義務付けるが、原動機の停止義務については</u><u>適用除外とすること等とするもの</u>。

施行日:令和5年10月1日

改正労働安全衛生規則について(その2-2)

3 テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化

荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、その機能や危険性を意識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、労働安全衛生法第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作の業務(荷役作業を伴うものに限る。)を規定するもの。

併せて、安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号)について、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育(テールゲートリフターに関する知識、テールゲートリフターによる作業に関する知識及び関係法令の科目に係る学科教育(計4時間)及びテールゲートリフターの操作の科目に係る実技教育(2時間))を新たに規定するもの。





施行日:令和6年2月1日